特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和8年2月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	春日部市は、国民年金法に基づく各種申請、届出等の受理及び審査等の法定受託事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、次の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格等届出の受理及び審査 ・年金受給に係る裁定請求等の受理及び審査 ・国民年金保険料の免除等申請の受理及び審査 ・上記届出・申請及び、所得情報提供等の日本年金機構への進達 ・年金に関する相談業務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
年金申請・届出ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表の31、83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第59条第1号、第3号、第4号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部　市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修を行っている 。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅰ－５－②所属長の役職名	戸籍・国民年金担当課長	市民課長	事後	
令和3年5月28日	Ⅱ－１　いつ時点の計数か	令和1年6月20日現在	令和3年5月28日現在	事後	
令和3年5月28日	Ⅱ－２　いつ時点の計数か	令和1年6月20日現在	令和3年5月28日現在	事後	
令和3年9月21日	Ⅰ－１－③システムの名称	2. 共通基盤（連携・統合宛名）	2. 団体内統合宛名システム	事前	
令和6年1月4日	請求先および連絡先の住所	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事後	
令和7年2月28日	Ⅰ－３　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の31、83の項	番号法第9条第1項　別表の31、83の項	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ－1、2　いつ時点の計数か	令和3年5月28日現在	令和7年2月28日現在	事後	
令和7年2月28日	Ⅵ－８　判断の根拠	新規項目のため記載なし	「 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン 」の次の留意事項等を遵守している 。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく 、 申請者からマイナンバーの提供を受け 、 その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと 。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い 、 その記録を残すこと 。	事後	
令和7年2月28日	Ⅵ－１１　判断の根拠	新規項目のため記載なし	事務取扱者等への教育研修を行っている 。	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	令和8年2月18日 時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	令和8年2月18日 時点	事後	